徳島県保険医協会会則

第1章 名称及び所在地

第1条 本会は徳島県保険医協会と称し、事務局を徳島市に置く。

第2章 目的及び事業

- 第2条 本会は、医科・歯科開業医を中心とする保険医の経営、生活と権利を守るととも に、国民医療の充実と向上を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的達成のため、次の諸事業を行う。
 - 1 医科・歯科開業を中心とする保険医の経営、生活と権利の擁護、身分保障の確立。
 - 2 社会保険及びその他の医療保障制度の改善、拡充を図るための活動。
 - 3 会員相互の福祉、厚生に寄与する事業の推進。
 - 4 機関紙誌、その他の宣伝活動。
 - 5 その他目的達成に必要な事業。

第3章 会員

- 第4条 徳島県下で保険診療に従事する保険医で、本会の会則を承認する者は会員になる ことができる。
- 第5条 本会に入会しようとする者は、所定の申込書を提出し、理事会の承認を得るものとする。
- 第6条 本会を退会しようとする者は、その理由を付して退会届を提出すればよい。
- 第7条 会員は本会の催す諸会合に出席、または、機関紙誌に自由に意見を発表できる。 また会員は、会則に基づき役員を選挙したり、されたり、議事録を閲覧すること ができる。

第4章 支部

第8条 本会には支部を作ることができる。支部を組織するときは理事会の承認を必要と する。支部には若干名の役員を置き、会則活動方針に沿って当該地区に於ける諸 活動を行う。

第5章 役員

第9条 本会には次の役員を置く。

理事長1名副理事長若干名理事若干名

監事 若干名

- 第10条 本会の役員は次のとおり選出する。
 - 1 役員は総会で選出し、任期は2ヵ年とする。
 - 2 役員の補充は理事会で選出する。ただし、次回総会に報告し承認を得る。
- 第11条 理事長は本会の代表となり、会務全般の責に任ずる。
- 第12条 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはこれを代行する。
- 第13条 理事は専門部門を担当し、会務を執行する。
- 第14条 監事は本会の資産、会計及び会務を監査し、総会に報告する。
- 第15条 本会は必要に応じて顧問を置くことができる。ただし、総会の承認を必要とする。

第6章 会議

- 第16条 本会の会議は次のとおり。
 - 1 総会
 - 2 理事会
- 第17条 総会は、本会の最高議決機関であり、毎年5月に理事長が召集する。 総会は次の事項を審議決定する。
 - 1 会則の改正
 - 2 活動報告及び活動方針
 - 3 予算及び決算
 - 4 役員の選出、顧問の承認
 - 5 その他本会の運営に必要な事項
- 第18条 総会は、会員の8分の1以上の出席がなければ成立しない。ただし、委任状を 認める。
- 第19条 会員の8分の1以上の要求があるとき、または理事が必要と判断したときは、 理事長はすみやかに臨時総会を開かねばならない。
- 第20条 理事会は理事長・副理事長・理事をもって構成する。理事会は総会の議決を具体化し、会の日常業務を執行するため、月1回以上会議を開く。理事長が必要と認めたときは、臨時に理事会を召集できる。
- 第21条 理事会は、必要な専門部を構成して活動の具体化を図る。各専門部の設置なら びに部員の依属は、理事会の議を経て理事長が行う。
- 第22条 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 第23条 総会及び理事会は、民主的運営を図るため十分な討議を保障するとともに、最 終的には出席者の多数決によって決定する。

第7章 事務局

- 第24条 本会の日常的業務を行うために事務局を置く。
 - 1 事務局の構成は次のとおり。

事務局長 1名

- 事務局員 若干名
- 2 事務局長は、理事会に於いて任免することとし、総会の承認を得るものとする。
- 第25条 事務局員の勤務、報酬に関する事項は別に定める。
- 第26条 事務局長は、理事会のもとに事務局を統括し、会務の遂行にあたる。事務局員は 役員と協力し、事務局長の指導のもとに会務の遂行に従事する。

第8章 表彰及び処分

- 第27条 会員で本会のために多大の貢献をし、理事会が必要と認めたときは総会で表彰する。
- 第28条 会員で本会の名誉を著しく毀損し、または本会の活動に大きな被害を与えるものと理事会が判断した場合は、総会の承認を得て警告、役職の罷免、除名を行うことができる。
- 第29条 会員で、会費を6ヶ月以上未納のものは、理事会の議を経て脱会とすることが出来る。

第9章 会計

- 第30条 本会の経費は会費・事業収入・寄付金・その他をもって充てる。
- 第31条 本会への納入会費はこれを返却しない。
- 第32条 本会の財産は理事会が管理する。
- 第33条 本会の会費、その他の賦課金は総会で決定する。
- 第34条 70才以上の会員及び長期療養等の会員に対しては、理事会の議を経て会費の減 免を行うことができる。
- 第35条 本会の会費には、保険医新聞、月間保団連等購読料が含まれる。
- 第36条 本会の会計年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月末日に終わる。

附則

- 1 本会は全国保険団体連合会に加盟し、全国の保険医協会と協力を強め活動する
- 2 この会の改廃は、総会出席会員の3分の2以上の賛成を要す。
- 3 この会則は、昭和59年5月27日より実施する。
- 4 2006年6月11日 第23回定期総会で一部改定。
- 5 2015年6月14日 第32回定期総会で一部改定。